

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関

する条例

(修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第一条 修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

本則の表地域改善対策職業訓練受講支度金の項中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

(広島県立技術短期大学設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立技術短期大学設置及び管理条例(平成二十年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の六第一項第二号」を「第十五条の七第一項第二号」に改める。

(職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の一部改正)

第三条 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例(平成二十四年広島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第十五条の六第一項」を「第十五条の七第一項」に改める。

第四条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第五条第三号及び第四号中「第十五条の六第一項第二号」を「第十五条の七第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。